

平成26年財政検証結果について

去る6月3日、厚生労働省は「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」を社会保障審議会年金部会に報告し、少なくとも5年に一度実施される厚生年金保険制度及び国民年金制度の財政検証結果を公表しました。これは平成26年財政検証結果と略称されていますが、この結果を基礎に、G7諸国の中でも群を抜いて高齢化しているわが国において、公的年金制度の持続可能性を維持して行くための検討が進められることとなります。そこで当稿では、まず平成26年財政検証結果の内容を概観することになります。併せて、昨年8月にまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告書の要請により行われた、改正のための検討事項の財政効果を示したオプション試算の結果も見ることとします。

公的年金制度と経済社会環境の変化

厚生年金保険制度や国民年金制度(以下「公的年金制度」)の財政は、人口構造や経済情勢の変化の影響を受けます。このため少なくとも5年に一度、収支についてその現況及び将来の見通しを作成し、財政の均衡や給付水準等について検証を行うことが厚生年金保険法や国民年金法で義務付けられています。今回の財政検証もこの規定に基づいて行われたものです。

公的年金制度の財政運営の枠組み

平成26年財政検証結果を見る前に、現行の公的年金制度の財政運営の枠組みをまとめておきます。これは平成16年の年金制度改正により導入されたものです。

この枠組みの下では、まず将来の保険料拠出計画がすべて法定されています。厚生年金保険の場合、保険料率を2004(平成16)年10月に

13.934%とし、以降毎年9月に0.354%ずつ引き上げ、2017(平成29)年9月からは18.3%で固定することと定められています。ちなみに2014(平成26)年7月現在の保険料率は17.120%です。

自営業者や農業者等の国民年金第一号被保険者の保険料月額、すべて平成16年度価格で表示され、2005(平成17)年度に13,580円とし、それ以降毎年度280円ずつ引き上げ、2017(平成29)年度から16,900円で固定することになっています。この平成16年度価格で表示された金額を、実際に保険料を納める年度の保険料月額に換算するのに、賃金上昇率を用いることになっています。2014(平成26)年度の保険料月額は平成16年度価格で16,100円と定められていますが、実際の保険料額は15,250円です。

このように保険料拠出計画が定められていますので、その収入の範囲で給付を行わなければなりません。このため、収支が均衡しないときに

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

は、少しずつ給付のスライド率を調整し、収支が均衡するまでこの調整を続けることとしています。このようにスライド率を調整して財政の均衡を図る仕組みを、マクロ経済スライドと呼んでいます。

保険料拠出計画を固定したうえで、その収入の範囲内で給付を行うためにマクロ経済スライドが導入されているというのが、現行の財政運営の枠組みです。

財政均衡期間とマクロ経済スライド

前節で述べましたマクロ経済スライドを、もう少し詳しく見ておきましょう。

まず、財政の均衡を調べる時、どの期間でその均衡を観察するかが重要になります。この期間については、財政検証を行う時点から概ね100年の期間と定められています。具体的には、平成26年財政検証の場合には、2014年から2110年までです。この期間のことを財政均衡期間と呼んでいます。

そして財政が均衡しているとは、財政均衡期間の最後の年度で、年度末の積立金が給付費の1年分の規模になっていることを意味します。単に収支が均衡しているだけでなく、積立金が給付費の1年分残っていることも条件になっているわけです。

マクロ経済スライドですが、財政均衡期間の毎年度の年度初めにおいて、その時点から通常のスライド¹を実施した場合、財政均衡期間において財政が均衡しているかを調べます。均衡している場合には、この年度以降マクロ経済スライドを実施しなくても財政が均衡することになりますから、スライド率を調整することは終わります。

一方、財政が均衡していない場合には、通常のスライド率からスライド調整率を減じてスライド

を行います。これがマクロ経済スライドです。スライド調整率とは、公的年金被保険者数の減少率と、65歳における平均余命の伸び率として定められた0.3%の合計を意味します。公的年金被保険者数の減少率が0.8%である場合には、スライド調整率は1.1%になりますので、通常のスライドでは財政が均衡していない場合、物価上昇率が1.2%、可処分所得上昇率が2.5%の場合は65歳までのスライド率は1.4%、65歳以上のスライド率は0.1%ということになります。

マクロ経済スライドの実績

マクロ経済スライドが導入されてから今年で10年が経ちますが、まだ一度もスライド調整が発動されたことはありません。それはこの10年間、デフレ傾向の経済情勢が続いたからです。物価、賃金はいずれも下降しました。そして賃金の下降幅の方が大きい情勢が続きました。

マクロ経済スライドを発動するために二つの条件が置かれていました。ひとつは経過的なもので、1999(平成11)年から2001(平成13)年にかけて物価が下落したにもかかわらず、年金額が据え置かれる措置(スライド特例)が特別法により採られました。2004(平成16)年の改正法で、スライド特例による年金額はスライドせず、本来額がスライドによりこの特例額を追い抜くまではマクロ経済スライドを発動しないことにしていました。

この措置により、本来の給付額がスライド特例による給付額を追い抜くことはありませんでしたので、マクロ経済スライドの発動に至らなかったのですが、2012(平成24)年の改正法により、3回に分けてスライド特例を漸次解消していく措置が採られ、平成27年度から解消されることになりました。こうして一つ目の経過的な条件は平成27年度から満たされることになりました。

もうひとつの条件は恒常的な条件で、本来のスライド率がマイナスであるときにはマクロ経済

¹ 通常のスライドとは、65歳までは可処分所得の上昇率に応じてスライドを行い、65歳以降は消費者物価上昇率に応じてスライドを行うことを意味します。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

スライドによるスライド調整は発動せず、また、本来のスライド率がプラスでも、スライド調整率より小さい場合には、スライド調整率を減じると率はマイナスになりますが、その場合のスライド率はゼロとすることという条件が付されています。デフレのときにはマクロ経済スライドを発動しないし、スライド率が小さいプラスのときには、名目額を保障するという考え方です。

この第2の条件がありますので、2012(平成24)年の改正法によりスライド特例が解消されて第1の条件がクリアできても、デフレ傾向が続きますと、マクロ経済スライドは発動されないこととなります。そうなりますと、将来の受給者の給付水準が低いものとなる可能性が高まりますので、デフレ下でもマクロ経済スライドを発動できるように制度を変えるべきではないかという議論が出てきました。

2012(平成24)年の改正法により設置された社会保障制度改革国民会議の報告書ではこの点を重要視し、これからの年金改革の検討課題に挙げています。後程見ることとなりますが、平成26年財政検証に付随して行われたオプション試算では、このデフレ下でもマクロ経済スライドを実施した場合の財政効果と将来の給付水準の見通しを試算しています。

制度の前提

平成26年財政検証は、社会保障・税一体改革により成立した法律による制度内容を前提としています。その主な項目としては、①基礎年金国庫負担率2分の1の恒久化、②スライド特例による年金水準の解消、③被用者年金の一元化、④短時間労働者への厚生年金の適用拡大、等があります。

③により、2015(平成27)年10月から公務員や私立学校の教職員も厚生年金の被保険者となりますが、平成26年財政検証では厚生年金の被

保険者にこれらの者を含めて財政の将来見通しを作成しています。

④については、これまでは正社員の労働時間の4分の3以上就労する短時間労働者を厚生年金の被保険者とすることとされてきましたが、2012(平成24)年の改正法により、従業員数501人以上の企業で週20時間以上就労する短時間労働者のうち、月収が8.8万円以上で、勤務期間が1年以上ある者も厚生年金の被保険者とすることが定められました。2016(平成28)年10月から実施されますが、このことも財政検証の前提となっています。

社会経済状況に関する主な前提

公的年金制度の財政の将来見通しを作成する場合には、人口の将来見通し、労働力に関する見通し、経済指標に関する前提、被保険者や受給者の状況に関する前提を置く必要があります。以下、これらの諸前提をどのように置いたかを見ていくことにします。

人口の将来見通しに関する前提

人口の将来見通しとしては、国立社会保障・人口問題研究所が2012(平成24)年1月に公表した「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」を用いています。

図表1にこの将来推計の前提をまとめていますが、出生率に関する前提で高位、中位、低位の3通りを前提とし、死亡率についても高位、中位、低位の3通りを前提として全部で9通りの推計が行われています。

このうち出生率、死亡率ともに中位の場合を前回の2006(平成18)年12月推計と比較してみますと、出生率については前回は1.26を前提としていましたので、ほんの少し改善したと言えるでしょう。一方、死亡率については平均寿命で比較してみますと、前回は、男子については83.67歳を、女

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されました御客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

図表1 人口に関する前提

合計特殊出生率		平均寿命	
2010年(実績)	2060年	2010年(実績)	2060年
1.39	出生高位 1.60 出生中位 1.35 出生低位 1.12	男 79.55 女 86.30	死亡高位 { 男 83.22 女 89.96 死亡中位 { 男 84.19 女 90.93 死亡低位 { 男 85.14 女 91.90

(出所)厚生労働省第21回社会保障審議会年金部会提出資料「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」

子については90.34歳を前提にしていたので、さらに長寿化が進む見通しとなっています。

今回の財政検証では人口の前提についてもこの9通りのケースすべてについて行われていますが、ここでは出生率、死亡率ともに中位のケースを取り上げることにしましょう。

労働力率の前提

厚生年金の被保険者数を推計するうえで、労働力率の前提は重要な役割を果たします。この労働力率の将来見通しは、独立行政法人労働政策研究・研修機構が今年の2月に公表した「労働力需給推計」に基づいています。

この推計では労働市場への参加が進むケースと進まないケースに分けて推計していますが、財政検証でも、経済前提で経済再生が実現するケースについては労働市場への参加が進むケースを組み合わせ、そうでない経済前提のケースでは、労働市場への参加が進まないケースを組み合わせ推計を行っています。

図表2はここで前提とした労働力率の見通しに基づいて作成した労働力人口の見通しをグラフで表したのになっています。労働市場への参加が進むケースでは2030年頃までは6000万人前後の労働力人口を維持できる見通しであるのに対し、参加が進まないケースでは労働力人口は

急速に減少する見通しとなっています。

経済前提

物価上昇率、賃金上昇率、積立金の運用利回りについての前提は経済前提と呼ばれています。この設定に当たっては社会保障審議会年金部会の下に「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」が設置され、2年半にわたる検討の結果、今年の3月12日に年金部会に報告書「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方について」が提出されました。今回の財政検証における経済前提は、この報告書に基づいて設定されています。

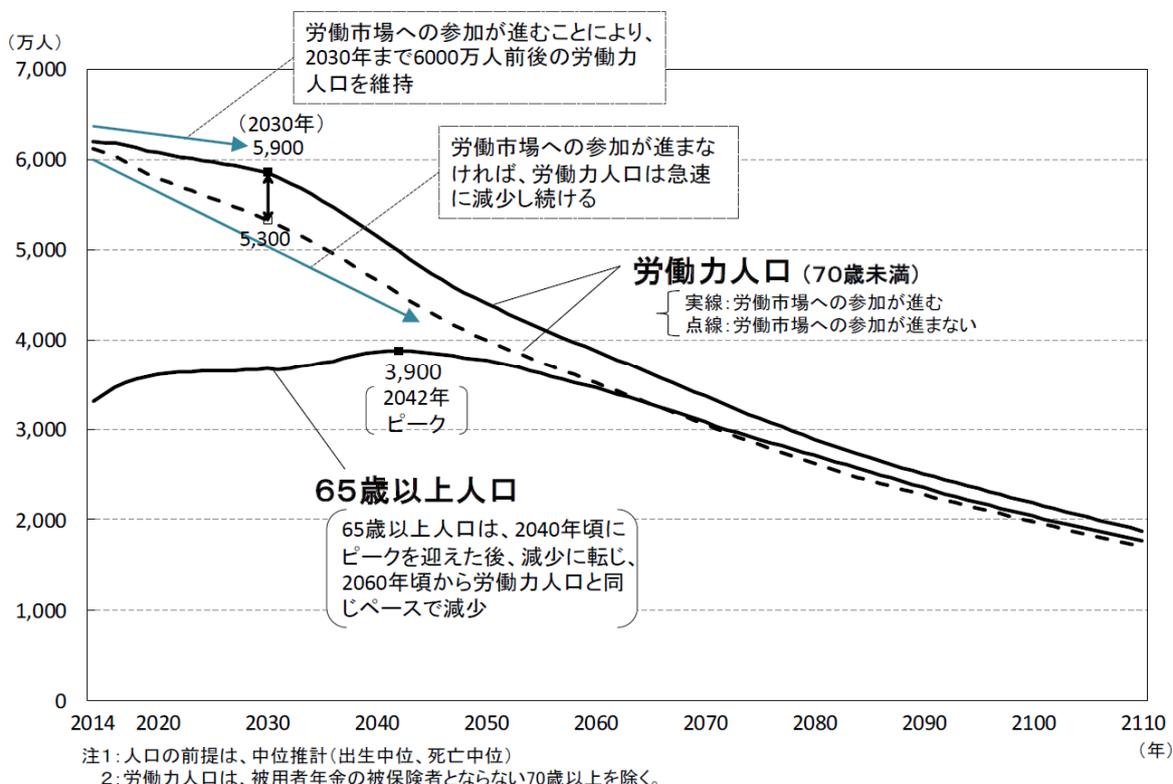
経済前提はこれから10年間の足下に関する前提と、2024(平成36)年度以降の期間に関する長期の前提に分けて設定されています。

まず足下の前提ですが、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算(平成26年1月20日)」に準拠して設定されています。この試算には「経済再生ケース」と「参考ケース」が示されています。長期の経済前提については次に述べますが、8通りのケース分けが行われており、このうち5つが経済が成長するケース、3つが経済が成長しないケースの前提となっています。そして、前者のケースの足下における前提が経済再生ケースであり、後者の足下の前提が参考ケースです。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

図表2 労働力人口と65歳以上人口の推移



(出所)厚生労働省第21回社会保障審議会年金部会提出資料「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」

長期の経済前提については、全要素生産性(TFP)²により8通りのケースが設定されています。図表3にそれぞれのケースの前提がまとめられています。

ケースAは全要素生産性が最も高くなる場合として設定されており、物価上昇率は2.0%、実質賃金上昇率は2.3%、実質運用利回りは3.4%と設定されています。これは名目率に換算すると、賃金上昇率は4.3%、運用利回りは5.4%ということになります。

² コブダグラス型生産関数においては、経済成長に貢献する要素として資本投入量、労働投入量、その他の要素の3つの要素を考えています。このうちその他の要素とは、発明や工夫等による生産性の向上を指しています。このその他の要素のことを全要素生産性と呼んでいます。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

図表3で実質賃金上昇率や実質運用利回り、あるいは対賃金スプレッドという形で表示されているのは、公的年金の給付は賃金や物価の上昇に応じて給付額をスライドする措置が導入されており、このため実質率やスプレッドが変わらない限り、マクロ経済スライドの発動が出来なくなる場合を除けば財政状況はほぼ変わらないと言えるからです。

以下、ケースBからケースHまで同じように表示されています。

ケースAからケースEまでは経済成長があると見込まれるケースで、足下の経済前提は経済再生ケースを用いています。また、労働力率の見通しについては、労働市場への参加が進むケースを用いることにしています。

図表 3 長期の経済前提

		将来の経済状況の仮定		経済前提				(参考)
		労働力率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質対物価)	運用利回り		経済成長率 (実質対物価) 2024年度以降20~30年
						実質 対物価	スプレッド 対賃金	
ケースA	内閣府試算 「経済再生 ケース」に 接続するもの	労働市場へ の参加が 進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	1.4%
ケースB			1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	1.1%
ケースC			1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
ケースD			1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	0.6%
ケースE			1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%
ケースF	内閣府試算 「参考 ケース」に 接続するもの	労働市場へ の参加が 進まない ケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	0.1%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	▲0.2%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	▲0.4%

注：賃金上昇率については、男女の賃金水準の差が過去(H17~H24)の傾向で2030年度まで縮小するものと仮定。(男女の差が約15%解消)

(出所)厚生労働省第21回社会保障審議会年金部会提出資料「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」

一方、ケースFからケースHは経済が成長しないケースとなっており、足下の経済前提は参考ケースを用いることとしています。またこの場合、労働力率の見通しについては、労働市場への参加が進まないケースを用いることにしています。

今回の経済前提は、どのケースを標準的なケースとしているかの表示がありません。経済が成長するケースもしないケースも両方考えて、総合的に判断しながらこれからの公的年金改正の議論をして行くということになるのでしょうか。

その他の前提

財政見直しを作成する際には、以上の他に制度固有の事項について前提を置くことになります。例えば、年齢と共に被保険者の標準報酬月額に変化しますが、それを平均的にとらえた標準報酬指数や、一人の被保険者に遺族がいる割合を示した有遺族率、あるいは障害年金発生率のような率を用います。これらは制度の統計資料を用いて作成することになります。

所得代替率

以上のような前提を用いて財政見直しは作成

されますが、その際マクロ経済スライドでどの程度の給付水準になっているかを数量的に表示する必要があります。このために所得代替率という概念が導入されています。所得代替率にはさまざまな定義がありますが、ここで述べようとしているものは国民年金法平成16年改正法附則第2条に規定されているものです。

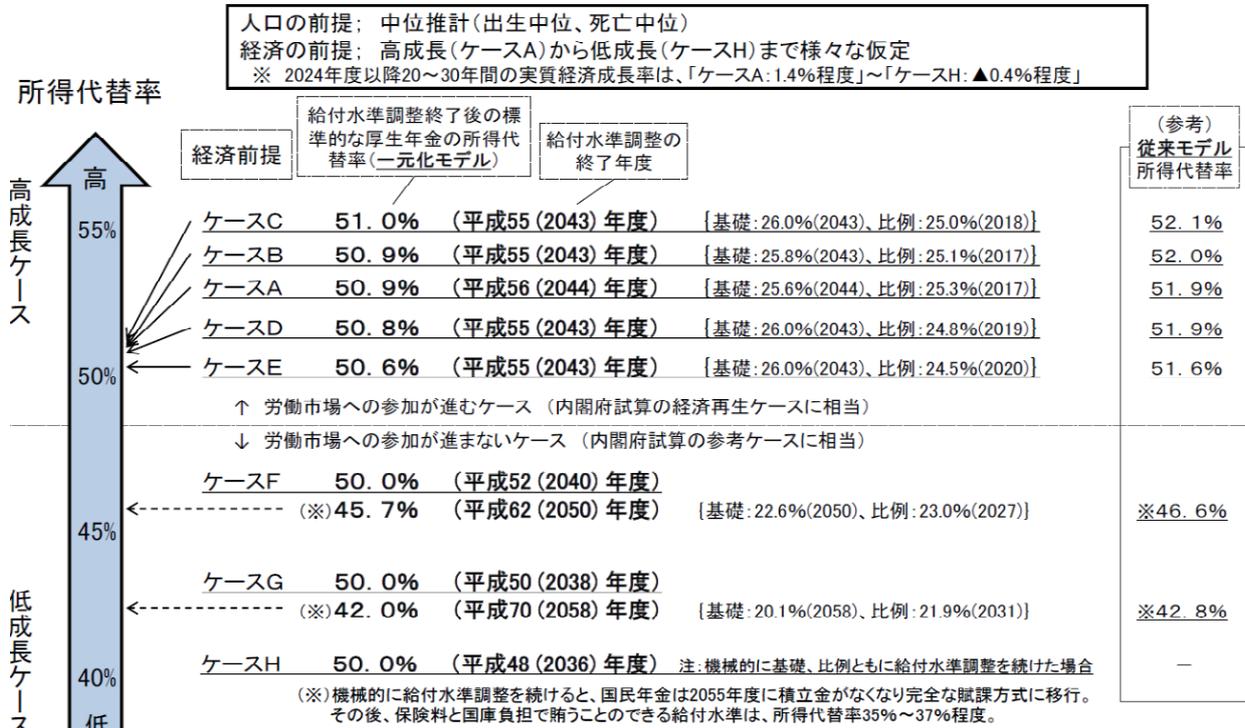
ここでは基準として考える夫婦がまず登場します。これは、夫が20歳から60歳まで厚生年金の適用を受け、その給与は平均的な給与を受け取っていたとする想定です。そしてその妻は夫と同じ年で20歳から60歳までずっと第三号被保険者だったとします。

このような夫婦が65歳に到達した時に受け取る老齢基礎年金と老齢厚生年金の年金額の合計額が、その前年度の厚生年金男子被保険者の可処分所得の平均に対しどのくらいの割合になっているかを示す率を所得代替率と呼んでいます。将来見直しにおける各年度の給付水準はこの所得代替率を用いて示されています。スライド調整が終了するとこの所得代替率は一定割合になります。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

図表 4 所得代替率の見通し(平成 26 年財政検証)



※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

(出所)厚生労働省第 21 回社会保障審議会年金部会提出資料「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」

所得代替率の見通し

ここから平成26年財政検証結果の内容を見ていきます。ここでは収支見通しではなく、所得代替率の見通しについてみていくこととします。

図表4は今回の財政検証による所得代替率の見通しを、出生率、死亡率ともに中位の将来推計人口について示したものです。経済前提は8つのケースを想定していましたが、ここではそのすべてについて結果が示されています。

まずケースAの場合ですが、マクロ経済スライドが終了するのが2044(平成56)年度で、所得代替率は現在の62.7%から50.9%にまで下がる見通しです。

ケースBでは、スライド調整が終了するのが2043(平成55)年度で、最終的な所得代替率

は端数ではケースAより少し高い50.9%となっています。経済前提としてはより経済成長するはずのケースAの所得代替率が、ケースBよりもほんの少し低くなっているのは、運用利回りの対賃金のスプレッドが、ケースBの方が高くなっているからです。

ケースCについても、スライド調整が終了するのが2043(平成55)年度になっており、ケースBよりもほんの少し高い51.0%の最終的な所得代替率となっています。

ケースDやケースEになりますと、実質賃金上昇率が低くなりますので、最終所得代替率はほんの少し低くなります。

以上の5つのケースは経済が成長するケースで、この場合には所得代替率は50%を上回って

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されました御客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

います。

一方で、経済が成長しないケースでは、いずれも最終的な所得代替率は給付水準の下限である50%を切る見込みとなっており、この下限の規定を無視して機械的にスライド調整を続けると、ケースF、ケースGではそれぞれ最終的な所得代替率は45.7%、42.0%となる見通しとなっています。また、ケースHの場合には途中で積立金を取り崩してしまうことになり、そのあと保険料と国庫負担で賄われる給付の水準は35~37%と見込まれています。

なお、以上見てきました所得代替率は、従来の厚生年金の被保険者の他に公務員や私立学校の教職員を加えた一元化された厚生年金保険制度の所得代替率です。これに対し図表4の右側に掲げられている「従来モデル」というのは、一元化がなかったとした、従来の厚生年金被保険者だけで計算した最終的な所得代替率を示しています。

オプション試算

2012(平成24)年の改正法により設置された社会保障制度改革国民会議は、2013(平成25)年8月に報告書を公表し、そのなかで年金制度に関しても具体的な検討テーマを挙げています。そして、それらの検討テーマについては平成26年財政検証の際に、検討に資する検証作業も併せて行うことを要請していました。

これに応じて今回の財政検証では、検討テーマに沿って、これらの事項が実現した場合の所得代替率の見通しも示しています。これはオプション試算と総称されています。

検討テーマとして挙げられていますのは、①マクロ経済スライドのデフレ下での発動、②厚生年金の短時間労働者への適用のさらなる拡大、③保険料拠出期間の延長と受給開始年齢の選択制、の3つの事項です。

マクロ経済スライドのデフレ下での発動

将来の被保険者の所得代替率をできるだけ高く保つために、できるだけ早くマクロ経済スライドを発動しておくというのが、この検討テーマの趣旨です。

これを実施した場合、経済成長があるケースAからケースEについては、ほんの少しだけ効果が出てきますが、経済成長がないケースFからケースHについては、大きな効果があり、最終的な給付水準が1割以上改善することが見込まれています。経済成長があるケースでは、ほとんどの場合、現行制度下でもマクロ経済スライドがフルに発動されているため、このような結果になっています。

厚生年金の短時間労働者への更なる適用拡大

厚生年金を短時間労働者に適用するテーマは、2012(平成24)年の改正法でも少し実現しましたが、これをさらに拡大していくことが引き続きテーマになっています。

この検討テーマについては、今回の財政検証ではふたつのケースについて試算を行っています。ひとつは220万人に拡大したケースと、もう一つは1200万人に拡大したケースです。前者は月収が5.8万円以上ある所定労働時間週20時間以上の短時間労働者に適用拡大するものです。2024(平成36)年4月から実施すると仮定しています。後者は月収5.8万円以上の短時間労働者に適用拡大するものです。実施の仮定は、同じく2024(平成36)年です。

この検討テーマは給付水準の改善とは直接関係ありませんが、給付水準を改善する効力も有し、前者の拡大であれば、0.5%程度最終の所得代替率が改善する見通しとなっています。

後者の1200万人に拡大するケースは、大きな効果を持ち、最終的な給付水準が1割以上改善する効果を有しています。これはひとつはこの適

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されましたお客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送を行わないようお願い致します。

用拡大により男子厚生年金被保険者の年収の平均が少し下がるために所得代替率が上昇するからです。さらに、これまで国民年金勘定に保険料拠出をしていた人が厚生年金勘定に移るために、国民年金勘定の積立金が相対的に大きくなり、基礎年金の水準が高くなり、その分国庫負担も増えることも要因のひとつです。

保険料拠出期間の延長と受給開始年齢の選択制

現在国民年金第一号被保険者の保険料拠出期間は60歳までとされていますが、これを65歳まで納付することとし、その分基礎年金を増額することにした場合の試算を行っています。

65歳受給開始した場合の給付水準改善効果

は大きく、所得代替率で6.5%程度の改善がある見通しとなっています。給付水準としては1割以上の改善になります。

また、65歳以上の在職老齢年金を廃止するという前提の下、67歳まで厚生年金に加入し、67歳から繰下げ受給を開始した場合の所得代替率の見通しも試算していますが、この場合の給付水準改善効果は大きく、上記の65歳支給開始の場合に比べて2割くらいの給付水準の改善効果がある見通しとなっています。

今後の議論

以上のようなオプション試算を参考に、まずは社会保障審議会厚生年金部会で今後の制度改正の議論が行われると考えられます。

弊誌の記事はバックナンバーも含めてホームページでご覧頂けます。当ホームページは、年金スポンサー限定のサービスとなっております。ご利用を希望される方は、次のURLにてご登録をお願い致します。

<http://nenkin.nomura.co.jp>

編集: 野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター、
野村資本市場研究所、野村総合研究所
発行: 野村証券フィデューシャリー・サービス研究センター
(年金マネジメント研究会事務局)

〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2
アーバンネット大手町ビル

TEL: 03 (6703) 3991

FAX: 03 (6703) 3981

Email: nenkin@jp.nomura.com

— 次号のお知らせ —

次号は

7月28日(月)

発行予定です。

野村年金マネジメント研究会

このレポートは、年金基金運営及び企業財務業務の参考となる情報の提供を目的としたもので、これらに関する特定の戦略や手法をご提言するために作成したものではありません。年金基金運営及び企業財務業務はご自身の判断でなさるようお願いいたします。このレポートは、野村証券及び野村グループ各社から直接提供するという方法でのみ配布致しております。提供されました御客様限りでご使用下さい。このレポートのいかなる部分も一切の権利は野村証券、野村資本市場研究所及び野村総合研究所に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、またいかなる目的であれ、無断で複製し又は転送等を行わないようお願い致します。

野村証券からのお知らせ

当社で取り扱う商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.404%(税込み)(20万円以下の場合は、2,808円(税込み))の売買手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料(換金時手数料)および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

野村証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会